

平成 27 年 4 月 10 日

仙 台 国 税 局

猶予制度の見直し

1 税制改正

納税者が災害等を受けた場合や財産の換価により事業の継続を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当する場合は、1年の範囲内で国税の納付又は財産の換価が猶予され、その間の延滞税の全部又は一部が免除されることとなります。

平成 26 年度の税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、猶予制度の見直しに係る国税通則法及び国税徴収法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました(別紙 1 「納税の猶予及び換価の猶予の見直し (平成 27 年 4 月 1 日から適用)」参照)。

2 主な改正事項

(1) 申請による換価の猶予

猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付の履行を確保する観点から、現行の税務署長の職権による換価の猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予が新設されました(国税徴収法 151 条の 2)。

(2) 申請書に添付する書類

納税者の納付能力等を的確に判断し、猶予手続を円滑に進める観点から、猶予の申請に当たっては、資産及び負債の状況のほか、収入及び支出の状況を明らかにする書類を添付することとされました(国税通則法 46 条の 2 第 2 項、国税徴収法 151 条の 2 第 3 項)。

(3) 担保の提供を要しない場合

猶予制度を使いやすくする観点から、担保の提供が必要となる税額の基準が 50 万円から 100 万円に引き上げられるとともに、猶予期間が 3 か月以内の場合についても担保を提供する必要がないこととされました(国税通則法 46 条 5 項、国税徴収法 152 条 3 項、4 項)。

※ 改正後の猶予制度の内容、申請書の書き方を国税庁のホームページに掲載するほか、税務署の窓口には別紙 2 「猶予制度周知リーフレット」及び「猶予の申請の手引き」を備え置いています。

3 適用関係

申請による換価の猶予は、平成 27 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する国税について適用されます。

また、改正後の職権による換価の猶予は、同日以後に行われるものについて、改正後の納税の猶予は、平成 27 年 4 月 1 日以後に申請するものについて適用されます。